

## 第4 赤塚埋立処分地 維持管理計画書

維持管理については、最終処分場の構造・維持管理基準等について規定した「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（基準省令）に基づき、生活環境の保護に万全を期することを基本とする。

### (1) 一般廃棄物の飛散及び流出防止に関する事項

- 1) 最終処分場の外に一般廃棄物が飛散・流出しないよう必要な措置を講ずる。
- 2) 廃棄物を重機等により適切に敷均し、締め固めを行い、即日覆土を行う。
- 3) 貯留構造物（土堰堤）を定期的に点検し、損壊するおそれがある場合は、防止措置を講ずる。
- 4) 埋立処分が終了した埋立地は、厚さ 50cm 以上の覆土を行う。
- 5) 一般廃棄物の飛散及び流出等が認められた場合は図 1 に示すフローのとおり、原因の調査をするとともに、関係機関へ報告を行い、必要な措置を講ずる。

### (2) 公共用の水域及び地下水の汚染の防止に関する事項

- 1) 遮水工を定期的に点検し、遮水効果が低下するおそれがある場合は、必要な措置を講ずる。
- 2) 浸出水処理設備の維持管理は次により行う。
  - ① 放流水の水質が水質維持管理基準（別表 1）に適合するよう維持管理する。
  - ② 設備の機能の状態を定期的に点検し、異常がある場合は、必要な措置を講ずる。
  - ③ 放流水の水質検査は、水質維持管理基準に係る項目については 1 年に 1 回、pH・BOD・SS・窒素含有量については 1 月 1 回、測定・記録する。
- 3) 埋立地からの浸出水による最終処分場周縁の地下水水質への影響の有無を判断するため、周縁 4ヶ所の地下水について、次により水質検査を行う。
  - ① 埋立処分開始前に地下水等検査項目（別表 2）、電気伝導率及び塩化物イオンについて、測定・記録する。
  - ② 埋立処分開始後、地下水検査項目について、1 年に 1 回、測定・記録する。  
（ダイオキシン類を除く地下水検査項目については周縁 4ヶ所の地下水、ダイオキシン類については周縁 2ヶ所の地下水において測定・記録する。）
  - ③ 埋立処分開始後、電気伝導率または塩化物イオンについて 1 月に 1 回、測定・記録する。
  - ④ ③の電気伝導率・塩化物イオン濃度に異常がある場合は、地下水等検査項目の測定・記録を行う。
- 4) 放流水及び地下水の水質検査の結果、基準値超過や異常値などの水質の悪化が認められる場合は図 1 に示すフローのとおり、原因の調査をするとともに、関係機関へ報告を行い、必要な環境保全措置を講ずる。
- 5) 浸出水調整設備を定期的に点検し、損傷するおそれがある場合は、防止措置を講ずる。

(3) その他の災害防止に関する事項

- 1) 最終処分場の外に悪臭が飛散しないよう、即日覆土やその他必要な措置を講ずる。
- 2) 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、防火設備として埋立地に消火栓、消火器等を備える。
- 3) ねずみが生息し、蚊・はえその他の害虫が発生しないように薬剤の散布その他必要な措置を講ずる。
- 4) 埋立処分場所内にガス抜き管を設置し、発生するガスを排除する。
- 5) みだりに人が最終処分場に立ち入るのを防止する措置を講ずる。
- 6) 災害が発生した場合は、図1に示すフローのとおり、原因の調査をするとともに、関係機関への報告を行い、必要な措置を講ずる。

(4) その他

- 1) 立札等は見えやすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には書き換える。
- 2) 埋め立てられた廃棄物の種類、数量及び維持管理にあたって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、閲覧できるようにする。

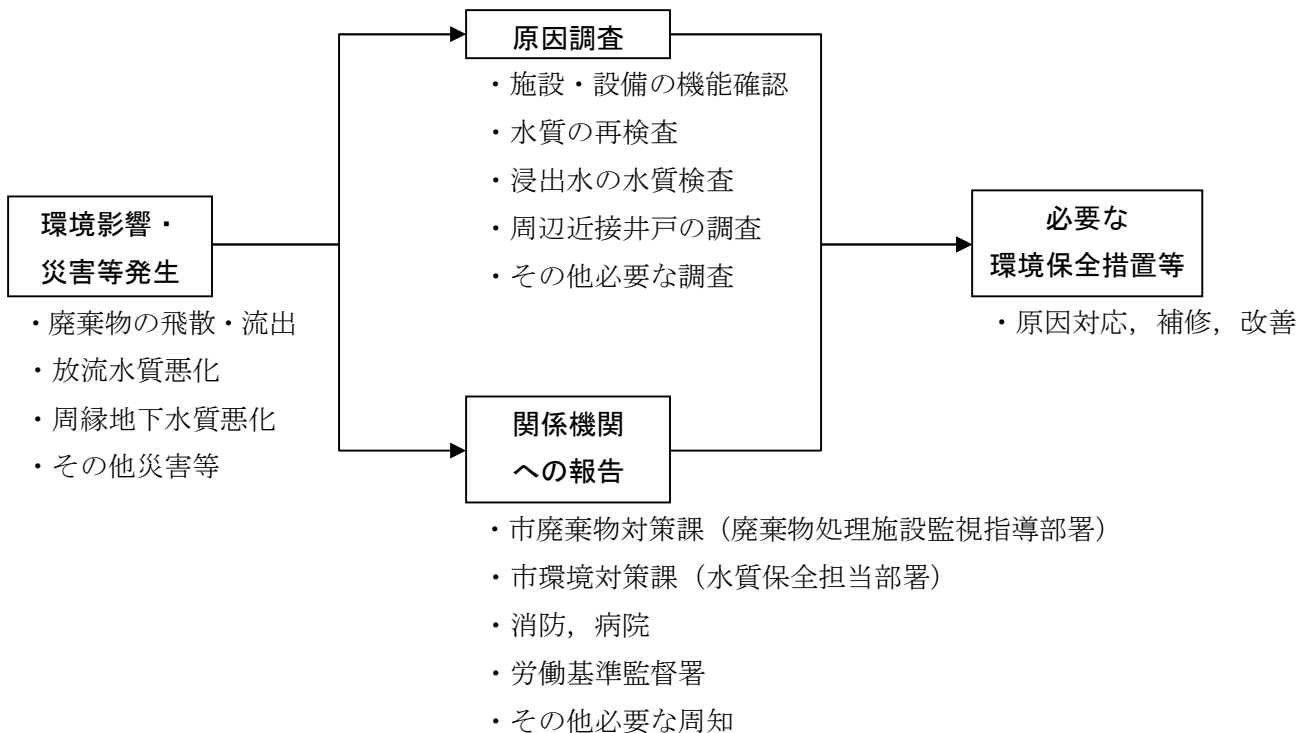


図1 環境影響，災害等対応フロー

別表 1 放流水の水質維持管理基準

	項目	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	水質維持管理基準 <sup>注1)</sup>
生活環境項目	水素イオン濃度 (pH)	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	60 mg/ℓ 以下	20 mg/ℓ 以下
	浮遊物質 (SS)	60 mg/ℓ 以下	10 mg/ℓ 以下
	大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm <sup>3</sup> 以下	日間平均 3,000 個/cm <sup>3</sup> 以下
	ノルマルヘキサン抽出物 (鉱油類含有量)	5 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以下
	ノルマルヘキサン抽出物 (動植物油脂類含有量)	30 mg/ℓ 以下	30 mg/ℓ 以下
	フェノール類含有量	5 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以下
	銅含有量	3 mg/ℓ 以下	3 mg/ℓ 以下
	亜鉛含有量	5 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以下
	溶解性鉄含有量	10 mg/ℓ 以下	10 mg/ℓ 以下
	溶解性マンガン含有量	10 mg/ℓ 以下	10 mg/ℓ 以下
	クロム含有量	2 mg/ℓ 以下	2 mg/ℓ 以下
	窒素含有量	-	25 mg/ℓ 以下
有害項目	カドミウム及びその化合物	0.1 mg/ℓ 以下	0.1 mg/ℓ 以下
	シアン化合物	1 mg/ℓ 以下	1 mg/ℓ 以下
	有機リン化合物	1 mg/ℓ 以下	1 mg/ℓ 以下
	鉛及びその化合物	0.1 mg/ℓ 以下	0.1 mg/ℓ 以下
	六価クロム化合物	0.5 mg/ℓ 以下	0.5 mg/ℓ 以下
	砒素及びその化合物	0.1 mg/ℓ 以下	0.1 mg/ℓ 以下
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/ℓ 以下	0.005 mg/ℓ 以下
	アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/ℓ 以下	0.003 mg/ℓ 以下
	トリクロロエチレン	0.3 mg/ℓ 以下	0.3 mg/ℓ 以下
	テトラクロロエチレン	0.1 mg/ℓ 以下	0.1 mg/ℓ 以下
	ジクロロメタン	0.2 mg/ℓ 以下	0.2 mg/ℓ 以下
	四塩化炭素	0.02 mg/ℓ 以下	0.02 mg/ℓ 以下
	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/ℓ 以下	0.04 mg/ℓ 以下
	1,1-ジクロロエチレン	1 mg/ℓ 以下	1 mg/ℓ 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/ℓ 以下	0.4 mg/ℓ 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/ℓ 以下	3 mg/ℓ 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/ℓ 以下	0.06 mg/ℓ 以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/ℓ 以下	0.02 mg/ℓ 以下
	1,4-ジオキサン	10 mg/ℓ 以下	10 mg/ℓ 以下
	チウラム	0.06 mg/ℓ 以下	0.06 mg/ℓ 以下
	シマジン	0.03 mg/ℓ 以下	0.03 mg/ℓ 以下
	チオベンカルブ	0.2 mg/ℓ 以下	0.2 mg/ℓ 以下
	ベンゼン	0.1 mg/ℓ 以下	0.1 mg/ℓ 以下
	セレン及びその化合物	0.1 mg/ℓ 以下	0.1 mg/ℓ 以下
	ほう素及びその化合物	50 mg/ℓ 以下	50 mg/ℓ 以下
	ふっ素及びその化合物	15 mg/ℓ 以下	15 mg/ℓ 以下
	アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	200 mg/ℓ 以下	200 mg/ℓ 以下
	ダイオキシン類	注2) 10 pg-TEQ/ℓ 以下	10 g-TEQ/ℓ 以下

注1) 水質維持管理基準は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規制基準を踏まえて、自主的に定めたものである。

注2) ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年総理府令第67号）別表第2の許容限度

別表2 地下水等検査項目

項 目	地下水等検査基準
アルキル水銀	検出されないこと
総水銀	0.0005 mg/ℓ 以下
カドミウム	0.01 mg/ℓ 以下
鉛	0.01 mg/ℓ 以下
六価クロム	0.05 mg/ℓ 以下
砒素	0.01 mg/ℓ 以下
全シアン	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと
トリクロロエチレン	0.03 mg/ℓ 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ 以下
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/ℓ 以下
チウラム	0.006 mg/ℓ 以下
シマジン	0.003 mg/ℓ 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ 以下
ベンゼン	0.01 mg/ℓ 以下
セレン	0.01 mg/ℓ 以下
ダイオキシン類	1 pg-TEQ/ℓ 以下

(ダイオキシン類を除く地下水検査項目については周縁4ヶ所の地下水，ダイオキシン類については周縁2ヶ所の地下水において測定・記録する。)